

東北町自主放送設備改修業務委託  
公募型プロポーザル審査委員会設置要領

(趣旨)

第1条 東北町自主放送設備改修業務委託に係る公募型プロポーザルの審査委員会設置に関する要領を次のとおり定める。

(設置)

第2条 東北町自主放送設備改修業務委託に係る公募型プロポーザルの審査を適正かつ公正に行うため、「東北町自主放送設備改修業務委託公募型プロポーザル審査委員会」(以下「審査委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第3条 審査委員会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 提案書等の審査及び評価に関すること。
- (2) プレゼンテーション及びヒアリングに関すること。
- (3) 受託候補者の選定に関すること。
- (4) その他プロポーザルの実施に関して必要な事項。

(組織)

第4条 審査委員会の委員は、当町職員のうちから、別表に掲げる職にある者により組織する。

(委員長)

第4条 審査委員会に委員長を置き、副町長をもって充てる。

- 2 委員長は審査委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審査委員会の会議は委員長が招集し、その議長となる。

- 2 審査委員会は委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 審査委員会の議事は、出席委員の合議により決定する。

(意見の聴取)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委員の除斥等)

第7条 委員は、提案者と利害関係を有する場合又は審査の構成を害するおそれがあると認められる場合は、当該提案者に係る審査に参加することができない。

2 委員は、前項に該当するおそれがある場合は、速やかに委員長に申し出なければならない。

3 委員長は、委員が第1項に該当すると認めるときは、当該委員を審査から除外することができる。

(審査の非公開)

第8条 審査委員会の会議及び審査は非公開とする。

2 審査の過程における審議内容、各委員の評価内容及び採点結果については、公表しない。ただし、最高点の評価により優先的に交渉を行う候補者、次点の候補者及び総合評価結果（点数、順位等）についてはこの限りでない。

(守秘義務)

第9条 委員は、審査の過程において知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(評価・選定方法)

第10条 評価・選定方法は、東北町自主放送設備改修業務委託公募型プロポーザル実施要領に定める。

(事務局)

第11条 審査委員会の事務局は、企画課に置く。

2 事務局は、審査委員会の運営に必要な事務を処理する。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

## 附 則

この要領は、令和8年4月24日から施行し、令和9年3月31日までとする。

### 別表（第4条関係）

副町長
総務課長
東北支所長
財政課長
企画課長